

社会福祉法人 岡谷市社会福祉協議会役員の報酬及び費用等に関する規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人岡谷市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員の報酬及び費用弁償等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役 員)

第2条 この規則で「役員」とは、別表に掲げる職名のものをいう。

(報 酬)

第3条 役員の報酬は、別表のとおり支給する。

(会長の報酬)

第4条 会長の職にある者にあつては、役員報酬のほか月額10,000円を役職加算として支給することとする。

(費 用)

第5条 役員が本会の業務のため旅行したときは、岡谷市社会福祉協議会旅費規程により支給する。

(規則の改廃)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項及び改廃は、会長が決定する。

附則

この規則は、昭和60年 4月 1日から施行する。

この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規則は、令和 3年 4月 1日から施行する。

別 表

職 名	報 酬 の 額
会 長 副 会 長 理 事 監 事 評 議 員	岡谷市非常勤の特別職の職員に支給する報酬に相当する額。